



2023年2月8日

各 位

会 社 名 株式会社ファンコミュニケーションズ  
代表者名 代表取締役社長 柳澤 安慶  
(コード番号 2461)  
問合せ先 執行役員社長室長 杉山 紳一郎  
(TEL : 03 - 5766 - 3530 )

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年2月8日開催の取締役会において、2023年3月29日開催予定の第24回定時株主総会に定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 1. 変更の理由

当社は、2023年1月20日付の「監査等委員会設置会社への移行等に関するお知らせ」にて別途お知らせいたしましたとおり、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することにより、監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図るため、監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行い、併せて監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものいたします。

また、迅速な意思決定と機動的な業務執行の実現を目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設を行います。

なお、本議案における定款変更については、総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条（条文省略）</p> <p>第4条（機関） 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人</p> <p>第5条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第8条（条文省略）</p> <p>第9条（株主名簿管理人）</p> <p>1. （条文省略） 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議により定め、これを</u>公告する。 3. （条文省略）</p> <p>第10条（株式取扱規程） 当社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程</u>による。</p> <p>第11条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条（取締役の員数） 当社の取締役は10名以内とする。 （新設）</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条（現行どおり）</p> <p>第4条（機関） 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> （削除） 3. <u>会計監査人</u></p> <p>第5条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第8条（現行どおり）</p> <p>第9条（株主名簿管理人）</p> <p>1. （現行どおり） 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを</u>公告する。 3. （現行どおり）</p> <p>第10条（株式取扱規程） 当社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程</u>による。</p> <p>第11条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条（取締役の員数）</p> <p>1. 当社の取締役は10名以内とする。 2. <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第 18 条（取締役の選任）</p> <p>1. 当社の取締役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. （条文省略）</p> <p>第 19 条（取締役の任期）</p> <p>取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第 20 条（代表取締役）</p> <p>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>第 21 条（役付取締役）</p> <p>取締役会は、その決議によって、取締役会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 22 条（条文省略）</p>	<p>第 18 条（取締役の選任）</p> <p>1. 当社の取締役は、<u>株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>2. （現行どおり）</p> <p>第 19 条（取締役の任期）</p> <p>1. <u>取締役の任期（監査等委員であるものを除く。）は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 20 条（代表取締役）</p> <p>取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、</u>代表取締役を選定する。代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>第 21 条（役付取締役）</p> <p>取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、</u>取締役会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 22 条（現行どおり）</p>

現行定款	変更案
<p>第 23 条（取締役会の招集通知）</p> <p>1. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 24 条～第 25 条（条文省略） （新設）</p> <p>第 26 条（条文省略）</p> <p>第 27 条（取締役の報酬等）</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>第 28 条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 29 条（監査役の員数）</p> <p>当会社の監査役は 5 名以内とする。</p>	<p>第 23 条（取締役会の招集通知）</p> <p>1. 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の 3 日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 24 条～第 25 条（現行どおり）</p> <p>第 26 条（重要な業務執行の決定の委任）</p> <p>当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によつて、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第 27 条（現行どおり）</p> <p>第 28 条（取締役の報酬等）</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によつて、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを區別して定める。</p> <p>第 29 条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>（削除）</p>

現行定款	変更案
<p><u>第 30 条（監査役の選任）</u></p> <p><u>1. 当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>3. 当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 31 条（監査役の任期）</u></p> <p><u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、任期満了前に退任した監査役の補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 32 条（常勤の監査役）</u></p> <p><u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 33 条（監査役会の招集通知）</u></p> <p><u>1. 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>第 34 条（監査役会の決議の方法）</u>  <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p>	(削除)
<p><u>第 35 条（監査役会規程）</u>  <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>第 36 条（監査役の報酬等）</u>  <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>第 37 条（監査役の責任免除）</u>  1. <u>当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>  2. <u>当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)
<p>(新設)  (新設)</p>	<p><u>第 5 章 監査等委員会</u>  <u>第 30 条（監査等委員会の招集通知）</u>  1. <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員会に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  2. <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 38 条 (条文省略)</p> <p>第 39 条 (条文省略)</p> <p>第 40 条 (会計監査人の報酬等)</p> <p>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第 41 条～第 44 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 31 条 (監査等委員会規程)</p> <p><u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 32 条 (現行どおり)</p> <p>第 33 条 (現行どおり)</p> <p>第 34 条 (会計監査人の報酬等)</p> <p>会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第 35 条～第 38 条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p><u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 24 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2023 年 3 月 29 日
定款変更の効力発生日	2023 年 3 月 29 日

以上